

制 定 令和4年4月1日

最終改正 令和7年4月1日

京都市民間建築物の耐震・防火改修補助金代理受領制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市民間建築物の耐震・防火改修補助金の交付に当たって、申請者が有する当該補助金の請求及び受領に関する権限のうち、受領に関する権限を、耐震・防火改修に関する業務を請け負った者（以下「事業実施者」という。）に委任することにより、本市が申請者に対して補助金を交付すること（以下「代理受領制度」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるもののほか、第3条に掲げる各要綱において使用する用語の例による。

- (1) 耐震・防火改修 第3条の要綱に規定する補助事業をいう。
- (2) 耐震・防火改修補助金 第3条の要綱に規定する補助金をいう。
- (3) 申請者 第3条の要綱に規定する補助事業者をいう。

(適用範囲)

第3条 次に掲げる要綱における補助金の受領については、この要綱に定めるところにより代理受領制度を利用できるものとする。

- (1) 京都市分譲マンション耐震化促進事業補助金交付要綱
- (2) 京都市災害時特定重要路線沿道耐震化促進事業補助金交付要綱
- (3) 京都市防災拠点耐震化促進事業補助金交付要綱
- (4) 京都市緊急輸送道路等沿道耐震化促進事業補助金交付要綱
- (5) 京都市建築物火災安全改修モデル事業補助金交付要綱
- (6) 「まちの匠・ぷらす」京町家・木造住宅 耐震・防火改修支援事業補助金交付要綱

(事業実施者)

第4条 代理受領制度を適用する事業実施者は、申請者と締結した契約により耐震・防火改修を行い、当該事業に係る補助金を振り込む事業専用口座を有する者とする。

(適用資格)

第5条 代理受領制度の適用は、申請者が本市から補助金を受領する権限について、事業実施者から受任することの同意を得ている場合とする。

(事前届出)

第6条 申請者は、耐震・防火改修補助金の受領において代理受領制度を利用しようとする場合は、補助金交付申請書を提出する際に、京都市耐震・防火改修補助金代理受領事前届出書（第1号様式）により、市長に届け出なければならない。ただし、市長がやむを得な

いと認める場合は、完了実績報告書を提出する2週間前までに届け出ればよいものとする。

- 2 市長は、前項に規定する届出があった場合において、代理受領事前届出確認通知書を申請者及び事業実施者に通知するものとする。
- 3 前項の代理受領事前届出確認通知書を事業実施者に通知する際には、当該耐震・防火改修補助金の交付予定額を合わせて通知するものとする。

(変更又は取下げの届出)

第7条 申請者は、届出確認通知書の受領後、京都市耐震・防火改修補助金代理受領事前届出書の内容を変更しようとするときは、速やかに京都市耐震・防火改修補助金代理受領に係る変更届(第2号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、特に必要と認める場合に、変更届を提出した申請者及び事業実施者に対し、代理受領事前届出変更通知書を送付するものとする。
- 3 申請者は、代理受領制度の利用を取り下げようとするときは、京都市耐震・防火改修補助金代理受領事前届出取下届(第3号様式)に、届出確認通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。
- 4 次のいずれかに該当する場合は、代理受領事前届出取下届が提出されたものとみなす。
 - (1) 申請者が耐震・防火改修の中止又は廃止に係る手続きを行った場合
 - (2) 市長が補助金の交付の決定を取り消した場合

(耐震・防火改修完了時の提出書類)

第8条 申請者は、京都市補助金等の交付等に関する条例(以下「条例」という。)第18条の規定による報告を行う際には、本要綱の第3条の要綱で規定する添付図書に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 代理受領事前届出確認通知書(代理受領事前届出変更通知書の送付があった場合は代理受領事前届出変更通知書)の写し
- (2) 耐震・防火改修に要した経費の内訳書(第4号様式)

(補助金の請求)

第9条 申請者は、耐震・防火改修補助金の請求の際に、京都市耐震・防火改修補助金の代理受領に係る委任状(第5号様式)を添えて提出することにより、補助金の全部の受領を事業実施者に委任することができる。

(支払)

第10条 市長は、前条に規定する委任状の提出があった場合、条例第19条の規定により決定した交付額について、申請者に代わり、事業実施者に耐震・防火改修補助金を支払うことができる。ただし、事業実施者の氏名(法人その他の団体の場合にあっては、その名称又はその名称及び代表者氏名(法人その他の団体規則において代表者から受領に関する権限を委任されていることが確認できる場合にあっては、受領に関する権限を代表者から委任されている者の氏名を含む。))をいう。)と振込先の口座名義が異なる場合につい

ては、この限りでない。

(委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市計画局建築指導部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月25日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。